

## 5 国産畜産物安心確保等支援事業

国産畜産物の安心確保と安定供給を図るため、下表に掲げる事業を実施

### [留意点]

- ① この事業については、事業の内容欄のうち、(1)・(2)の2つより、一又は複数のメニューを選択して応募することができる。  
 また、各メニューのうち、(2)についてはア・イの2つより、一又は複数の取組を選択して応募することができる。  
 注1：(1)のメニューの中のそれぞれの取組を単独で応募することはできない。  
 注2：(2)のアの(ウ)の項目に応募する場合は、(2)のアの(ア)・(イ)のいずれかと併せて応募しなければならない。  
 注3：(2)のイの(オ)の項目に応募する場合は、(2)のイの(ア)～(エ)のいずれかと併せて応募しなければならない。
- ② 補助金予定総額：554,749千円
- ③ 実施期間：本事業の実施期間は令和7年度とする。

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<u>(1) 家畜個体識別システム定着化事業 (※)</u> 家畜個体識別システムの適正かつ円滑な運用を確保し、生産者等が牛トレーサビリティ制度を的確に実施するため、全国を区域として、次に掲げる事業を実施 ア 新生子牛等へ装着する耳標の作成・配付・情報提供及びその方法の検討並びに個体識別情報の入力・管理 イ 個体識別情報の収集・集計・修正・分析及び提供並びに管理システム及び生産者等の出生・異動等の届出の円滑な実施を支援する仕組みの改善・構築 ウ 耳標等経費負担のあり方を含めた個体識別システムの今後の運営に関する検討会等の開催、現地での有効活用等の優良事例の調査及び情報収集等	(1)の事業 505,261千円以内	定額  定額  定額
<u>(2) 緊急時生産流通体制支援事業</u>	(2)の事業 49,488千円以内	

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>ア 緊急時の鶏肉処理体制整備等</p> <p>鳥インフルエンザや自然災害の発生時に、食鳥処理場の速やかな出荷再開が可能となるよう、体制をあらかじめ整備し、発生時においては食鳥処理場の早期再開及び滞留鶏肉等の流通円滑化を図るため、畜産物の生産者によって組織され活動している団体が、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>(ア) 緊急時対応に向けた検討会の開催</p> <p>鳥インフルエンザや自然災害の発生時に食鳥の集出荷・処理・流通の体制を速やかに整えるための関係者による検討会の開催</p> <p>(イ) 滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開に必要な設備・機器のリース等に対する支援</p> <p>a 鳥インフルエンザ発生時に、移動制限区域内に食鳥処理場を有する食鳥処理事業者が、滞留鶏肉の一時保管及び食鳥処理場の再開をするに当たって必要な設備・機器のリース等に対する支援</p> <p>b 鳥インフルエンザ発生時に、食鳥処理を停止した食鳥処理場の設備・機器の再稼働に必要なメンテナンス費用等に対する支援</p> <p>c 食鳥処理事業者が、自然災害により被災し、通常稼働が可能となるまでの間に必要な非常用電源及び洗浄・消毒装置のリースに対する支援</p> <p>(ウ) 事業の推進</p> <p>(ア) 及び (イ) の事業を円滑に実施するための推進指導等</p>	<p>うちアの事業</p> <p>33,443 千円以内</p>	<p>定額</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>定額</p>
<p>イ 緊急時の食肉安全性等情報提供</p> <p>口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなどの家畜疾病や食中毒事故の発生等、食肉の流通に大きな影響を及ぼす恐れのある疾病等の発生に備え、常時より国産食肉を取り巻く安全・安心に係る多様な情報の収集と消費者への普及を図るため、食肉に関する知識及び情報の</p>	<p>うちイの事業</p> <p>16,045 千円以内</p>	<p>定額</p>

事業の内容	補助金の予定額	補助率
<p>提供を行っている団体が、全国を区域として次に掲げる事業を実施</p> <p>(ア) 食肉学術情報の収集</p> <p>    a 食肉学術情報収集会議の開催</p> <p>    b 食肉学術情報の収集</p> <p>    c 委託研究の実施</p> <p>(イ) 食肉の安全性等に関する情報の学識者等による出張講座の開催</p> <p>(ウ) 食肉の安全・安心に関する意識調査の実施</p> <p>    a 意識調査検討委員会の開催</p> <p>    b 意識調査・分析の実施</p> <p>(エ) 食肉情報普及素材の作成等</p> <p>    a 普及素材作成検討委員会の開催</p> <p>    b 普及素材の作成</p> <p>    c インターネットを活用した情報提供体制の整備</p> <p>(オ) 事業の推進</p> <p>    (ア)～(エ)の事業を円滑に実施するための推進指導等</p>		

注：(※)が記載されている事業は、事業の合理的執行の観点から、事業実施主体候補者1者を採択することとする。